

防災安全対策特別委員会 令和4年4月 19 日
地域力推進部 資料1番
所管 地域力推進課

## 小規模災害に対する援助要綱の一部改正について

### 1 改正内容及び趣旨

#### (1) 事業名の変更

事業内容に合わせ、現名称から措置を削除し「小規模災害に対する援助要綱」とした。

#### (2) 災害見舞金支給額等の変更

現行の災害見舞金及び宿泊場所提供者に対する謝礼金の支給額は、被害の実態に対応するものとなっておらず、近隣の自治体との乖離が見られるため支給額を変更した。

### 2 改正内容

#### (1) 見舞金、弔慰金

被害の種類	被災程度	見舞金(新)	見舞金(旧)
住家の 全焼・全壊	住家が全焼、全壊したもの	一般世帯 60,000 円 単身世帯 40,000 円	1 人 10,000 円
住家の 半焼・半壊	住家が半焼、半壊したもの	一般世帯 40,000 円 単身世帯 30,000 円	
床上浸水	住家の居住部分の床上以上 に浸水したもの	一般世帯 30,000 円 単身世帯 20,000 円	一世帯 20,000 円
<u>水損</u>	<u>火事による消火活動を原因とする浸水で、居住が困難であるもの</u>		なし
事業所被害	<u>店舗、事務所等に半壊以上の被害があった場合</u>	一事業所 20,000 円	一事業所 10,000 円 (※浸水被害のみに支給)
死亡者		(変更なし)	弔慰金1人 50,000 円
被災児童・ 生徒	全壊、半壊、全焼、半焼した住家の被災世帯構成員である小・中学校の児童又は生徒	(変更なし)	小学校児童 5,000 円 中学校生徒 10,000 円 を学用品購入費として支給する

※下線部は新設

## (2) 謝礼金

名称	支給対象	謝礼金(新)	謝礼金(旧)
宿泊場所提供 に対する謝礼金	火災等で、住家を失った被災者への宿泊場所提供に対し支給する。ただし、被災者の2親等までの親族は除く	被災者1世帯につき <u>1泊</u> 10,000円	被災者1世帯につき 5,000円
旅館組合に 対する謝礼金	火災等で、住家を失った被災者への宿泊場所提供に対し支給する	1泊1室当たり 10,000円	1泊1室当たり 5,000円

※下線部は新設

## 3 施行

令和4年4月1日